

『新可笑記』巻三の五「取りやりなしに天下徳政」の検討
—鎌倉幕府第九代執権北条貞時と永仁の徳政令・霜月騒動・平禅門の乱—

羽 生 紀 子

(武庫川女子大学文学部日本語日本文学科)

Study of *Shin Kashoki*, volumes 3-5,
Hojo Sadatoki, the ninth regent of the bakufu and the Einin no Tokuseirei,
the Shimotsuki Incident, and the Heizenmon Incident

Noriko HANYU

*Department of Japanese Language and Literature, School of Letters
Mukogawa Women's University*

Abstract

In this paper, I examine the three-layered structure of *Shin Kashoki*, volumes 3-5 in a reconsideration of the conventional views on its sources. Regarding Einin no Tokuseirei, I find that the account comes directly from the Aitai Sumashi Rei (Mutual Settlement Decree), concluded in the first year of Kanbun (1661). Ihara Saikaku repeatedly uses plot reversals in narrating anecdotes about Guo Ju, the subject of the story, as stories about the growth of his son. I also discuss the third layer, the anecdote of Hojo Sadatoki, as a multilayered world. In Volume 3, Saikaku presents an anecdote regarding the regents of the Kamakura Shogunate. Rather than criticizing the regents of Hojo, Saikaku praises them for their excellence as chief retainers of management. This provides an image of the Kamakura period as a beautiful and good time now in the past. Volume 3 constitutes a series of warlord anecdotes of this type.

はじめに：「十五歳」「仁となり」「成人して」

私はこれまで『新可笑記』の三層構造について検討してきた。各章の創作意図は、第一層の素材を駆使して創作された第二層(本話)の換骨奪胎による「虚」の面白さと、その上に重ねられた第三層(重層世界)の「実」の面白さを読み取って笑うという、「二つの笑い」にあることを論じてきた。同時に全巻の構成にも意図があり、「武将逸話列伝」という類聚方針が認められることを明らかにした¹⁾。

巻3では、西鶴の鎌倉幕府への熱い視線が感じられた。巻頭章から巻3の4までの4章についての検討からは、鎌倉幕府の執権たちの国の平穏を願う知略と強い志に、西鶴が武士としてのあるべき姿を見ていたことがわかる。それぞれの重層世界として第5代執権北条時頼、第3代執権北条泰時、第4代執権北条経時、第8代執権北条時宗の逸話が重ねられていた。巻3の第三層である重層世界は、鎌倉幕府の代々の執権の逸話であり、続く巻3の5も、鎌倉幕府の執権の逸話が重ねられていると考えられる。西鶴が巻3の1から4で取りあげたのは、北条氏の中でも嫡流である得宗家の執権たちであった。第9代執権貞時は、弘安7年(1284)4月に父時宗が34歳で病死したことにより、13歳(満12歳)の若さで執権に就任する。鎌倉幕府の執権継承が北条氏得宗家の独占的なものとなっていたことについては、前章の検討の際に触れたが²⁾、時宗の急死によるとはいえず、13歳という若年での継承はさまざまな問題を孕んでいたと考えられる。本話で殊更に「十五歳」「仁となり」「成人して」と繰り返されているのは、貞時の若年での執権就任が関連しているのである。

本稿では従来指摘されている素材を改めて検証し、本話への換骨奪胎の具体相を吟味すると共に、その上に重ねられた重層世界および主題について検討する。

あらすじ：生まれた子を相手に押し付け合う話

本章は後述する三つの素材を取り込んでいる。それを踏まえて、内容を①から③の三つに分ける³⁾。

- ①「古代、万氏の商売薄く、里人はなほ困窮して、おのづと道を背き、人の心虚になつて実を失ひ、都さへ借錢公事の外はなく、有徳なるは世を渡り、貧者は渴命に及べり」。夜盗も白昼から横行するので京都の奉行が奏聞し「もろともに僉議」の後、「古例に任せ天下徳政になして、皆免の時改めて掟を正せ」という「勅命」、その日のうちに「平安城の八つ口」に「徳政の世」と触れ出した。「八月下旬」のことであるのに、大晦日の気持ちになり、収支決算をしたり大福帳を焼いたり、証文を取り乱して泣く者、喜ぶ者。金持ちの金は人のものに、貧乏人は借り得となって、格別な世の有様である。
- ②その頃、三条の蒔絵細工師何某は臨月の妻を離縁した。生まれた男子をめぐって、女房は「この子は母親の腹を貸し物」だから、徳政の通りにこちらの損にして、子は父親のもとへと言う。夫は「父親の種こそ貸し物」だから、こちらの損にして女のものにと行って譲らないため、仲人は奉行所に訴えた。奉行は「汝らは我が物を人の物にして、損を顧みぬ所」は殊勝、どちらの言い分ももっともである。「その子十五歳になるまで、仲人に預け置くなり。自分の知恵付きて」、どちらを選ぶかで決めよ。それまでは仲人に預けて養育は双方が「受け持つように、と裁いた。」
- ③両親は「公儀は違背ならず」と、「難儀ながら毎日毎夜仲人のところへ通って育てたが、「世上見る所もうるさく女は悲しく」、夫は「渡世欠けて次第に迷惑して」、奉行の許しを得、以前とは変わって仲睦まじい夫婦になった。「その子仁となり、世渡りに賢く」、金銀を儲けて親に孝を尽くした。

ある時、息子は祇園祭りの山車の運行を見物。釜掘り山は二十四孝の「郭巨が我が子を埋みぬる鍬の勢ひ」、見事なものである。人々が「いかに親の孝なればとて、わが子を埋む事やあらん」、黄金の釜が出なければ子を殺すところだったのだ。「これなる人も」天下徳政の時、両親が互いに子はいらないと押し付け合ったが、天は人を殺さず、「今成人してかへつて二親に孝ある人や」と昔を語って聞かせた。「この一子、これより父母に恨み起こりて、蓄へし金銀取つて」、どこかへ身を隠してしまった。

素材：相対済し令、「黄覇叱奴」、郭巨の説話

広嶋進氏は①の素材として貞享2年(1685)の相対済し令(『徳川実記』7月19日の条)を指摘し、『新可笑記』出版時に近い時点で施行された実際の政策を取り上げたもので、そこに政道批判がみられるとしている⁴⁾。また、同氏校注の「新編日本古典文学全集」では、「八月下旬なるに」の注(561頁頭注34)に、寛文元年(1661)閏8月27日の相対済し令を踏まえるか、としている。

本話に「八月下旬なるに」とあることから、ここは貞享2年のものではなく、寛文元年に出されたものが直接の素材であると考えられるが、今少し吟味する必要がある。大石慎三郎氏の論考を参考に、江戸時代初期の相対済し令に関連する事項について整理すると、次のようになる⁵⁾。

元和8年(1622)8月「京都町中可令触知条々」、慶安4年(1651)5月「江戸市中への町触」、万治2年(1659)11月「江戸市中への町触」(万治3年10月にも同じ内容の町触)、寛文元年(1661)6月「江戸市中への町触」において、幕府は借金銀や売り掛け等、商業拡大の必須条件である信用供与行為に対して、訴権を認めないということはなく、商業の保護育成の方針をとっていた。

ところが、寛文元年閏8月27日に出された「町触」はそれまでとは様相を異にし、相対済し令とみるべきものである。明暦3年(1657)正月のいわゆる振袖火事を受けたものである。その後の復興工事は江戸の復興景気をもたらしたが、同時に経済活動の混乱が生じていた。それが落ち着いた寛文3年6月の「町触」では、江戸市域における売り掛け訴訟受理の拒否が撤回される。

次に相対済し令が出されたのは、貞享2年(1685)である。元禄15年(1702)の相対済し令に「拾八年以前丑年之通」(『御触書寛保集成』2560号)、とあることからその存在は知られているものの、本体は未発見であるが、石井良助氏は「評定所出座定書并永年季」の記事を根拠に、その内容を推定

している⁶⁾。天和2年(1682)12月28日の大火(八百屋お七の火事)の事後処理のため、一時的に支払い猶予令が出されていたが、それを停止して貞享2年7月18日までのものは相対済しとする。復興景気の結果、金銭貸借が頻繁に行われて金公事に支障をきたすようになったための措置だという。なお、7月19日以後のものについては、訴訟受け付けは再開されている。

本章に関わる「相対済し令」関連の事項は以上の通りである。寛文元年、貞享2年の相対済し令のいずれが素材となっているのだろうか。本話①には「古例に任せ天下徳政になして、皆免の時改めて掟を正せ」「八月下旬」とあった。もし貞享の相対済し令を素材とするなら、寛文の相対済し令については「古例」ではなく「先例」と表現しそである。「皆免の時改めて掟を正せ」は、諸注に「期限をかぎって貸借関係を停止した上で、改めて規律を正せ」と現代語訳されているが、「皆免」によってすべてを免ずる「掟」にせよと読むべきものではないだろうか。本章は寛文元年閏8月27日の相対済し令を直接の素材としていえると考えべきである。後述するが、西鶴が「古例に任せ天下徳政」としているのは、章題にも「天下徳政」とあることを含めて、本話の重層世界、北条貞時の「永仁の徳政令」を示すシグナルなのである。大火(振袖火事)には、蒙古軍の襲来という、未曾有の出来事が重ねられている。

②の素材として、広嶋氏は『塵塚物語』巻4の10「徳政の事」(『醒睡笑』巻4「聞えた批判」、『籠耳』巻3「借傍屋取表家」は類話を指摘する⁷⁾。仲沙織氏は、『棠陰比事』「黄覇叱奴」の説話を指摘し、『醒睡笑』巻4「聞えた批判」収録の一話との関連に注目している⁸⁾。西鶴がいずれを直接的な素材としたか検証しなければならない。

『塵塚物語』巻4の10「徳政の事」について、広嶋氏は次のように要約している。

旅館の主人が客から所持品を借り、徳政を理由にまき上げようとするが、客も対抗して、借りた宿を奪おうとする。奉行所の裁きによって、主人は旅館から追放された、というものである。

『塵塚物語』の話はお互いがそれぞれ借りたものを返さずに自分のものにするという話で、一つのものの所有権を争うというものではない。旅館の主人と客ということで、他人同士の争いである。所有権に関わるということでは共通しても、本話②の夫婦の話とは異質であり、素材とすることはできない。

『棠陰比事』「黄覇叱奴」の説話は、次のようなものである⁹⁾。

前漢の黄覇と云し人、潁川といふ所に太守たりし時に福人あり。兄弟同じ家に住みけり。兄弟の女房、ともに同じく懐妊せり。兄嫁の子は、体内にて損ねて死したり。此子の死したる事、深く隠して言ふ事なし。弟嫁、男を産めり。兄嫁これを奪ひ取りて、己が子とす。これを論ずる事三年に及べり。すでに黄覇に訴えけり。黄覇、此子を人に抱かせて、庭中にをいて二人の女房に奪はせけり。両方ともに奪ひけるが、兄嫁は猛く勇みかゝりて、子の手足も切るばかりに奪ひける。弟嫁は、その子の手足の損ぜん事を悲しむと見えて、その心ばへ、甚だ勞はれり。黄覇の曰く、汝兄嫁家財を貪りて、此子を盗まん欲す。又子の手足を、損なはん事を悲しむは、俄かに作り出せる心にあらず。此事明らかなりと宣ひて、兄嫁を科に落しける。

「黄覇叱奴」では、子どもの親権を兄嫁と弟嫁(母親)が争う。3年の間解決できなかったが、兄嫁と弟嫁の子への愛の深さの違いを見抜く、黄覇の見事な裁きによって決着する。

この話を逆転させるとどのようなようになるのであろうか。まず子どもを取り合うのではなく、押し付け合うことになる。両者が自分の子でないと主張し、養育を放棄する正当な道理を設定しなければならない。それには夫婦の離婚の問題だけでは不十分で、子への愛がない功利的な対応ということではなければならないだろう。「黄覇叱奴」では、子どもがどちらかを選ぶという子の判断に頼ることはまったくないが、②で付加された要素は、15歳まで仲人に預け、子の成長を待って判断させようとするのである。新しい要素が付加されているが、巻3の他の章と同様に、逆転の趣向を用いているとすべきであろう。そのように逆転させて子を押し付け合うことは、重層世界を示すシグナルである。

『醒睡笑』巻4「聞えた批判」の一話(「下京にちと有徳なる…」)は、次のような話である¹⁰⁾。

下京の有徳者の息子は2歳の時に母親を亡くし、父親は後妻を娶る。6歳の時、父親が病になり、兄に「我子幼稚也」、成人するまで養育して、その後、自分の家を継がせてほしいと亡くなる。しかし継母は自分が育てると主張し、伯父との間で親権争いとなる。訴え出ると、伊賀守(板倉勝重)は

「いふ所、いつれも理あり」と両者の主張を認め、息子に選ばせることにする。息子が伯父の膝に座ったので、「後はともかくもあらん」と、伯父に預けた。

これは6歳の子どもが自分で親権者を選んだように見えるが、判断力のない子どもがいずれに懐いていたかを明らかにしたに過ぎない。「後はともかくもあらん」とあることから、子どもに将来の判断を託したといえる。その意味では、本話②の15歳まで仲人に預け、その上で判断させるという裁きと似通っている。父が「我子幼稚也」と言った6歳の子に選ばせたのは、頓智のようなものである。また継母を嫌い、伯父になつくという必然性も描かれていない。世間一般の継母譚を用いているようにもみえる。

この話は裁判話として不十分で、出来の悪い継母譚となってしまう。この「聞えた批判」は写本『醒睡笑』に見えるのみで寛永版の版本には採られておらず、また板倉勝重の裁判話を収録した『板倉政要』にも見えないことは、裁判話として不十分とされたことを示すものではないだろうか。西鶴は『新可笑記』の第一層の素材として、一般に周知されていない特別なものは取り上げていない。

③の素材が『二十四孝』の郭巨の説話であることは、本文に示されている。郭巨の説話を殊更に明らかな形で取り上げている意図が問題なのである。郭巨の説話は次のようなものである¹¹⁾。

貧乏思^{びんぱくにしてきう} 供^{せんことをおもふ} 給^{こをづんではい} 埋^{こをうづんではいの} 児^{そんせるをねがふ} 願^を 母^を 存^を
黄金天所^{わうごんでんたまふ} 賜^{くわい} 光彩^{くわうさい} 照^{かんもんを} 寒門^を

郭巨は家貧しくて母を養ひけり。三歳の子を持ちけり。しかるに郭巨が母、此孫をかはゆがり、我食を分けて与へけり。あるとき郭巨、妻に語るやう、母の食さへ思ふやうになきを、又そのうちを分けて孫に与へ給へば、さぞ乏しかるらん。所詮我子の有ゆへなり。汝と夫婦の縁朽ちせずは、又も子はあるべし。母は二度有べからずとて、夫婦諸共に此子を埋に行けり。郭巨さすがふびんにて、泪ながらに掘りければ、金の釜を掘り出しけり。扱釜に、天孝子郭巨に給ふ。官うばふ事を得ざれ。民取事を得ざれと書て有。其故に児をば助けて帰けり。不思議成事也。

解釈：愛のある話から愛のない話へ

第一層の素材をAからC、本話のあらすじ①から③をAiiからCiiとして、対比する。

A 振袖火事と江戸大改造という経済界の大混乱を受けて、寛文元年閏8月27日、江戸の町触において相対済し令が出される。

Aii 「万氏の商売薄く、里人はなほ困窮」、京都の奉行は奏聞・僉議の後、「古例に任せ天下徳政になして、皆免の時改めて掟を正せ」の「勅命」。「平安城の八つ口」に触れ出された。「八月下旬」なのに、大晦日のような慌ただしさ、貧乏人は借り得となって、格別の世の有様である。

B 前漢の黄覇は、潁川の金持ちの兄嫁と弟嫁の親権争いを裁く。子の奪い合いをさせ、子を傷つけることを悲しんで手を離れた弟嫁の愛情を見極め、弟嫁の子と認めて兄嫁を罰する。

Bii 蒔絵細工師の何某は臨月の妻を離縁したが、徳政だからと、生まれた男子を相手に押し付け合う。奉行は子を仲人に預け夫婦に養育を命じる。15歳になったら子にどちらか選ばせることにする。

C 郭巨は、母を養うために、泣く泣く我が子を埋めようとする。天は郭巨の孝と愛情に応じて、黄金の釜を掘り出させる。郭巨は子を失わずに、母に孝を尽くした。

Cii 蒔絵師夫婦の息子は成人し、世渡りに賢く、両親に孝を尽くす。祇園の山鉾巡行で郭巨の釜掘り山を見物していると、徳政の時、この人の両親は互いに子を押し付け合ったと評判するのを聞く。両親に恨みが起こり、稼いだ金銀を持って姿を消した。

Aの相対済し令は、基本的には当事者同士の相対で解決することを命じた示談促進法である。後に寛政元年(1789)に出された棄捐令とは異なる。相対済し令は経済の大混乱を受けてやむを得ず出されたものであっても、貧乏人の借り得の傾向はあり、貧者救済という意味合いはある。Aiiは、何らかの経済の停滞・混乱を受けて、「皆免の時」として「掟」が正されたのである。やはり天下徳政として、庶民救済、世の安寧を目的としているのである。A、Aiiは、天下徳政という意味合いでは共通している。

B黄覇の裁きは、弱者である弟嫁の子への愛を基本にしたもので、一種の徳政であった。Biiは徳政(相対済し令)にこじつけて、子を押し付け合う、愛情のない話に逆転させている。Bでは福人の兄嫁と弟嫁、

B ii では蒔絵細工の夫婦が取り上げられているが、両方とも裕福な人物である。蒔絵師を登場人物としたことには西鶴の作意があり、重層世界に関連する。その裕福な人物が子を争い、素材 B は奪い合い、本話 B ii では押し付け合うのである。B ii で養育が不可能な貧乏であればともかく、裕福な蒔絵師が養育を拒むということで、愛情のなさを強調しているのである。B ii で B と大きく異なるのは、押し付けるという逆転のみでなく、15 歳まで仲人に預け、息子の成長を待って、選択させるというところである。それは C ii に展開する。

C 郭巨は我が子を愛していないわけではない。母への孝を尽くすために、泣く泣く我が子を埋めようとする。子への愛情を抑えて母を選ぶという、耐えがたい犠牲を払って孝を尽くすという通念を強調して、孝の究極の形を標榜しているのであって、それを実践せよということではない。その意味で C ii の孝行息子が両親を捨てるということは、よほどのことだと思わせるのである。B ii で奉行は、15 歳になればどちらかを選ばせよと命じていた。成人した息子は父母のどちらを選ぶのかと、その展開が期待されていたはずである。息子は郭巨とは違って、両親を捨てたのである。両親が子を押し付け合ったという逆転よりも、子が両親を捨てるという逆転の方がより強烈である。

西鶴に孝を否定する意識がなかったことは明らかで、本話に見える『二十四孝』郭巨に対する批判は、それを観念の上でとらえず、実践的行為と結び付ける解釈を示しているに過ぎないのである。息子は「世渡りに賢く」金銀を稼いで両親に孝を尽くしていた。稼いだ金銀は、郭巨に授けられた黄金の釜にあたるのであろう。郭巨と違って愛のなかったことに気付いた息子は、一家を幸せにした釜を持って姿を消したということになる。残された蒔絵師夫婦は裕福なのだから、金銀そのものではなく、その釜に象徴される天の恵みに見放されたのである。蒔絵師夫婦の破滅的な運命を暗示しているのである。

重層世界：北条貞時と安達泰盛・平頼綱

巻 3 の 5 の第二層である本話は、素材を自在に駆使し逆転させた面白い話となっている。「黄覇叱奴」と郭巨説話の逆転にみられる西鶴の作意を、仲沙織氏は、「偽郭巨物語」の創作であったとしている¹²⁾。

作り物の郭巨によって、郭巨のように暮らす両親達の非を暴き出す、つまり《偽物》の「郭巨」物語が崩壊する—巻三の五はこのような構成となっている。風景や事物を写しとる蒔絵のように「郭巨」となった蒔絵細工職人夫婦も、真実が明らかになると金粉装飾がはがれ、偽物であることが露呈してしまうのである。

蒔絵師夫婦を偽郭巨に見立てることは正しいのだろうか。蒔絵師夫婦は「公儀は違背ならず」と仲人の所へ養育に通い、「世上見る所もうるさく女は悲しく、夫は渡世欠けて次第に迷惑して」と、息子を引取る。本話中に「夫婦の語らひ親しく」と描かれるが、息子への愛情についてはまったく触れられていない。捨てようとして引取るということが郭巨と似通うので、偽郭巨とすることは基本的には間違っていない。しかし成長していく息子に何の対処もしていない。夫婦のあり方に孝や愛が少しでも描かれていれば、「偽郭巨物語」を演じているとすることも可能であるが、描かれているのは功利と打算のみである。自分たち夫婦の事しか考えていないようなあり方は、本話の中心的な話題とは位置づけることはできず、蒔絵師夫婦の「偽郭巨物語」の創作が目的であるとはいえないのである。

それに対して、息子が郭巨の息子の成長物語を演じているのである。郭巨の説話では息子は埋められそうになるだけであり、「黄覇叱奴」でもまったく描かれなかった。本話では「十五歳になるまで」として息子を成長させ、その息子が「仁となり、世渡りに賢く」孝を尽くし、「今成人して」真実を知ることになる。子どもの成長は、「黄覇叱奴」と郭巨説話に付加された重要な要素なのである。

以上のように、蒔絵師夫婦の息子の成長物語として本話を読むと、そこに重ねられているのは、第 9 代執権北条貞時であることに思い至る。北条貞時の逸話で著名なものは、13 歳という若年で執権を継承したことであろう。その貞時が 14 歳の時、弘安 8 年(1285)に霜月騒動、22 歳の時、正応 6 年(1293)に平禅門の乱が起る。貞時は 26 歳になった永仁 5 年(1297) 3 月に徳政令を發布する。

本話の舞台は京都である。京都には鎌倉幕府の六波羅探題が置かれていた。①「もろともに僉議」というのは、六波羅探題と朝廷の関係を踏まえてのものであろう。「古例に任せ天下徳政になして」は、奈良

時代からの朝廷の徳政・仁政を匂わすものである。「徳政」とあえて表現することで、貞時の徳政令を想起させている。京都には「七つ口」しかないが、それをあえて「平安城八つ口」とすることで、本当は鎌倉のことだと気付かせる。鎌倉も七口(七切通し)と言われるが、その認識は江戸時代に入ってからのもので(『新編鎌倉志』〈水戸光圀の命による編纂、貞享2年刊)などにみえる)、実際には主要な切通しは釈迦堂口を加えて八つ存在した。

以上のように、本話には北条貞時の逸話が重ねられていると考えられる。素材のAからC、本話のAiiからCiiに対応させて、重層世界をAiiiからCiiiとして対比してみる。

Aiii 蒙古軍の襲来という大事件を契機として、永仁の徳政令発布の中心的課題は、御家人の売却・質入れした所領、非御家人・凡下の買い取った所領を、元の領主の領有に戻すところにあった。

Biii(1)平頼綱は、安達泰盛の嫡男宗景(秋田城介)が源氏の正統であると称して謀反を起こし将軍になろうとしていると、貞時に告げたという。

Biii(2)平頼綱の嫡男宗綱は、頼綱が次男の資宗を将軍にしようとしていると貞時に告げたという。

Ciii(1)霜月騒動。北条貞時得宗家の御内人によって、安達泰盛とその一族が滅ばされる。安達一族に与した御家人を巻き込む大騒動であった。

Ciii(2)平禅門の乱。平頼綱が北条貞時によって討たれる。

Aiii 永仁の徳政令は日本最初の徳政令とされる。後に触れるように最初であるかどうかは疑問で、正確な条文は不明であるものの、「関東事書案」(『東寺百合文書』)によって「一、可停止越訴事／一、質券売買地事／一、利銭出挙事」の三か条が知られる¹³⁾。

「可停止越訴事」の内容は再審請求の停止である。「質券売買地事」は債権債務の訴訟を受理しないという内容で、具体的には、御家人の所領の売買・質入れを禁止し、既に売却・質流れした所領は元の領主の所有にすることを命じている。ただし幕府が認めたもの、20年を経過したものはこの限りではない。また非御家人や凡下の輩(武士以外の庶民・農民・商工業者)の買得地は年限に関係なく、元の領主のものとしている。

再審請求の停止や訴訟の不受理は、寛文元年の相对済し令に類似する。「質券売買地事」は、所領の無償返却を命じるもので棄捐令に等しい。鎌倉幕府は「御成敗式目」を制定し、次々と追加法を出して、法による全国の統治を目指していた。それは巻3の2「国の掟は知恵の海山」にみた通りである¹⁴⁾。徳政令は、「非御家人・凡下の輩」の權益を無視し、御家人の救済・保護を目的としていることは明白である。そのような大きな統治のあり方の転換は、何ゆえ起こったのであろうか。

鎌倉幕府は将軍を頂点にして、それを支える御家人によって成り立っている。将軍は名目的な権力者で、執権の得宗家が実権を握っていたが、御家人制度は幕府の根幹であった。御家人が所領を十分に所有し、そこから年貢を得て御家人役を務めることによって成立していた。そのために「御成敗式目」では、第3条から第8条まで、さらに第43・44・46・47・48条にも所領の問題を取り上げている。徳政令の所領の無償返却の問題は、その所領の相続に関わっている。鎌倉幕府における惣領制・分割相続制は、驚くほど公正なものであるといえる。女子を含めて子どもに平等に分割相続させるというのが基本であった。その分割相続制の上になつて、惣領のもとに結束するというものである。惣領制・分割制は、一門の結束を図るという点で有効であったが、代を重ねると徐々に一門意識が薄れると共に、所領の分割が進み零細化する御家人が増加してくる。御家人が零細化し、所領を質入れしたり売却したりし、ついには得宗家の御内人となるものが増えてきていた。新しい御内人層が形成されていたのである。また、「悪党」とよばれる非御家人層も実力をつけてきていた。

貨幣経済の進展もあるが、この傾向に拍車をかけたのが、文永11年(1274)、弘安4年(1281)の蒙古襲来であったとされる。しかし蒙古襲来以前からこの傾向は顕著であった。本郷和人氏は、永仁の徳政令に先立って、文永4年12月、文永7年5月に徳政令とみなされる追加法が出されていることを指摘している¹⁵⁾。

文永4年の追加法「以所領入質券令売買事」は文永7年5月の追加法で破棄されるが、再び文永10年7月に追加法「質券所領事」として徳政令が出されたのである。文永4年の執権は第7代北条政村、文永

10年の執権は第8代北条時宗であるが、この徳政令は、具体的には誰の手によって出されていたのだろうか。

安達泰盛は北条貞時の外祖父として幕政を主導していたが、弘安7年(1284)4月の北条時宗死去の直後、5月には「(弘安)新式目」と呼ばれる38か条の追加法を制定した。さらに貞時の執権就任までに100か条余りの追加法を制定しており、弘安7年5月27日評定の追加法で徳政令を撤回している。

一 沽却質券地ならびに他人和与所領の事、

御家人等、所領をもつて或は沽却し質券に入れ流し、或は他人に和与するの時、子細を証文に載するといへども、限りある公事は、本領主の跡に相加はりて、その沙汰を致さるべし。年貢等に至つては、分限に随ひ進済すべし。¹⁶⁾

安達泰盛は、追加法で徳政令を撤廃しようとしていたのであるが、その動きは翌8年、得宗家の内管領平頼綱による霜月騒動で頓挫することになる。永仁の徳政令は、泰盛の法による統治とは、その方向性を逆にするものであった。

この徳政令が出されたり廃止されたりしたことについて、本郷氏は、次のように論じている。

モンゴルの来襲に日本が揺れていた頃、鎌倉幕府には異なる指向性を有する二つのグループがあった。そのうちの一つは御家人の利益を重視し、他方は「統治」行為を重視した。後者は社会の流動性を直視すると同時に、御家人社会の拡大を企図していたのだが、その代表者こそが安達泰盛であった。(中略)

頼綱と彼を嗣ぐ者たちは幕府の利益を第一に考え、徳政令を出し、朝廷を遠隔操作し、特権化していく。在地の非御家人たちは御家人に認定されることなく、「悪党」として排除されていく。

本郷氏は霜月騒動について、泰盛を代表とする御家人勢力と平頼綱ら御内人の激突とする説、両者のどちらが真の得宗の輔弼勢力かを決するための衝突とする説、泰盛は全国の武士たちを幕府勢力に組み込む努力をし、その政策に反対する頼綱ら既存勢力に打倒されたとする説を踏まえた上で、安達泰盛と平頼綱の二派の衝突を、統治派と御家人擁護派の覇権争いとして分析している。徳政令の発布と廃止は、この二つのグループの間での政争の結果であるとするのである。

徳政令や霜月騒動についての史的位置づけについては、本郷氏の所説に従うとして、本稿では、西鶴の徳政令や霜月騒動への把握がどのようなものであったかということが重要である。西鶴は、現代の歴史的な分析結果を知る由もなく、当時の世俗的な徳政令や霜月騒動に対する理解に基づいていたはずで、徳政令には所領分割と蒙古軍の襲来が関わり、安達泰盛と平頼綱の二派の衝突は、同質の邪な悪の衝突として捉えていたのではないだろうか。蒙古襲来に相当するものは、Aでは振袖火事であった。

西鶴は、本話B ii 蒔絵細工師の何某が互いに子を押し付け合ったことに、貸した、または支払った金銀が相手のものとなり、質に取った、または買った土地が取り上げられるという徳政令を嵌め込み、さらに分割相続を避けようとするあり方を重ねている。というよりも、徳政令と分割相続制を想起させるために、子を押し付け合わせたのである。子がいなければ所領を分割する必要はないのだから、そのような展開は、零細な御家人の場合には、ある意味でありうることもかもしれない。しかし、西鶴は零細な御家人ではなく、逆転させて、裕福な蒔絵細工師の夫婦の行為にしている。そこに西鶴の作意がある。第二層の本話のみを解釈すれば愛情の無さを強調するものとするだけで十分だろうが、第三層の重層世界に関わると気付けば、西鶴が他の職業ではなく蒔絵師としたことについて、もう少し突っ込んで考えることが可能になる。

①で「古代、万氏の商売薄く、里人はなほ困窮して、おのづと道を背き、人の心虚になつて実を失ひ、都さへ借錢公事の外はなく、有徳なるは世を渡り、貧者は渴命に及べり」とあった。「道を背き、人の心虚になつて実を失ひ」は、子を押し付け合うような愛のない行為をいうのであろう。また「有徳なるは世を渡り」は蒔絵師夫婦の裕福さに相当する。蒔絵は庶民とは無縁の贅沢なもので、天皇即位の際の調度品、あるいは公家の調度品のほか、婚礼調度品として用いられるものである。蒔絵師は、代々將軍家などのお抱えの御用蒔絵師として仕えていたのである。御用蒔絵師の二大流派には、幸阿弥派、五十嵐派がある。この二派を、本話の蒔絵師夫婦に取り込んだと考えられる。蒔絵の調度品として著名なものの一つ

に、豊臣秀頼に嫁いだ千姫の鏡台「初音蒔絵調度」がある。千姫は秀頼の娘(天秀尼)を養女にしているが、前章巻3の4では、天秀尼に関連する東慶寺が取り上げられていた。現在東慶寺には重要文化財「初音蒔絵火取母」など60点余りの蒔絵調度品が伝えられている。西鶴の当時でも東慶寺の蒔絵は著名なものであったであろう。西鶴はそのようなことも関連させ、蒔絵師夫婦を登場させたのである。

將軍あるいは執権に近く出入りする蒔絵師に、幕政に深く関与した安達泰盛と、得宗家の執事、内管領である平頼綱を重ねたのであろう。安達泰盛が夫に、平頼綱が妻に重ねられたのであろうか。泰盛は、北条貞時の外祖父である。貞時の母覚山尼は、1歳の時父義景が死に、21歳年の離れた異母兄泰盛の猶子として養育され、11歳で時宗に嫁いでいる。頼綱は、貞時の乳母の父である。鎌倉幕府の幕政を左右する二つの勢力に加えて、御用蒔絵師の二大流派をも踏まえられているのである。

Biii重層世界では、霜月騒動と平禅門の乱を合わせているが、二つの同じような讒言ともいえるものを合わせることで、執権である貞時を排除して、それぞれが將軍を擁立して、執権の立場に取って代わろうとしている一連の出来事として描いているのである。そのように考えると、Biii(1)、Biii(2)の、どこか似通った讒言が、子を押し付ける争いに重ねられていることに気付く。

Biii(1)、Biii(2)は、『保暦間記』では次のような記事である¹⁷⁾。

Biii(1)其比貞時ガ内管領平左衛門尉頼綱不知二先祖人。／法名果因圓イ。ト申有リ。又権政ノ者ニテ有ケル上ニ。橋ヲ健クスル事泰盛ニモ不_レ劣。同八年四月十八日貞時任_二相模守_一。爰ニ泰盛。頼綱。中惡シテ互ニ失ハントス。共ニ種々ノ讒言ヲ成程ニ。泰盛ガ嫡男秋田城介宗景ト申ケルガ。橋ノ極ニヤ。曾祖父景盛入道ハ右大将頼朝ノ子成ケレバトテ。俄ニ源氏ニ成ケリ。其時頼綱入道折ヲ得テ。宗景ガ謀反ヲ起シテ。將軍ニ成ラント企テ源氏ニ成由訴フ。誠ニ左様ノ気モ有ケルニヤ。終ニ泰盛法師法名／覺真。子息安景宗イ。弘安八年十一月誅セラレケリ。兄弟一族之數天_外刑部卿相範。三浦対馬守。隠岐入道。伴野出羽守等志有ル去ルベキ侍ドモ。彼ノ方人トシテ亡ニケリ。是ヲ霜月騒動ト申ケリ。

Biii(2)其後平左衛門入道果圓橋ノ余ニ子息廷尉ニ成タリシガ。安房守ニ成テ飯沼殿トゾ申ケル。今ハ更ニ貞時ハ代ニ無キガ如クニ成テ。果圓父子天下ノ事ハ安房守ヲ將軍ニセント議シケリ。彼入道嫡子平左衛門宗綱ハ忠アル仁ニテ。父ガ悪行ヲ歎テ此事ヲ貞時ニ忍ヤカニ申タリ。此上ハトテ平左衛門入道果圓父子ヲバ。正応六年永仁ノ元年。四月廿二日被_レ誅畢。

泰盛と頼綱の行為は、「曾祖父景盛入道ハ右大将頼朝ノ子成ケレバトテ。俄ニ源氏ニ成ケリ」と「天下ノ事ハ安房守ヲ將軍ニセント議シケリ」とあって、極めて似ている。その行為を「宗景ガ謀反ヲ起シテ。將軍ニ成ラント企テ源氏ニ成由訴フ」「父ガ悪行ヲ歎テ此事ヲ貞時ニ忍ヤカニ申タリ」と訴えられるのも同様である。釜掘り山を見物していた人が、郭巨が子を埋めようとしたことを、蒔絵師夫婦が子を押し付け合った行為として非難したのと、同じ構図である。この泰盛と頼綱の行為は、貞時の執権を不要として、それに取って代わろうとするもので、そのことを訴えられた貞時が、Ciii(1)霜月騒動、Ciii(2)平禅門の乱で、それぞれ安達泰盛とその一族、平頼綱の父子を誅殺することになるのである。

おわりに

本章は、AからCの素材を踏まえて、逆転の趣向を繰り返し用いながら、第二層の本話「郭巨の息子の成長物語」を創作するものであった。さらに第三層の重層世界として、北条貞時の逸話を重ねていた。

章題「取りやりなしに天下徳政」の「取りやりなし」は、金銭のやりとりなしに、金銭の貸借関係を白紙にして、と解釈されている。しかし「取りやり」と「やりとり」は同一ではなく、語句が逆転している。相対済し令に関連させれば、「やりとりなし」は「やることなし」で金銭を手放さない、支払わないということになり、返さない方に重点がある。それに対して「取りやりなし」は、「取ることなし」で、手に入れない、請求しない、相手に押し付ける方に重点があるように感じられる。第二層本話の蒔絵師夫婦の子を押し付け合う行為を嵌め込み、第三層の貞時を排除しようとする泰盛や頼綱の行為を重ねたのである。本話冒頭文の「おのづと道を背き、人の心虚になつて実を失ひ」は、「取りやりなし」を受けて、蒔絵師夫婦や泰盛や頼綱の、そのような邪なあり方を匂わす表現であろう。ただし、本話の奉行が子を15歳まで仲人に預けさせたことを、「取りやりなし」と考えることもできそうである。しかし奉行は「黄覇叱奴」

の黄覇にあたり、話の展開には大切な働きをするが、「天下徳政」を行ったとするには不十分である。子を仲人に預けることを「取りやりなし」とすることには、いささか無理がある。

目録副題「武士は善悪の二道を知る事」の「善悪の二道」とは、具体的には何だろうか。またそれを「知る」のは誰なのか。善の道を行ったのは、「黄覇叱奴」の弟嫁と郭巨夫婦、蒔絵師の息子、北条貞時であり、愛のある道であった。それに対して悪の道を行ったのは、「黄覇叱奴」の兄嫁、蒔絵師夫婦、安達泰盛と平頼綱ということになり、愛のない道であった。その上で、その「善悪二道」を知って正しく行動したのは、蒔絵師の息子であり、徳政を施したのは第9代執権北条貞時ということになる。

巻3の各章は、鎌倉幕府の執権たちの逸話を通して、執権たちの天下の仕置者としての知略のあり方を取り上げるものであった。巻3は鎌倉幕府の執権たちの逸話を類聚しているわけだが、西鶴はその北条の執権たちを批判することはない。というよりも、天下の仕置者として優れていることを讃美するような視線が感じられる。西鶴にとって鎌倉幕府はどのような存在であったのだろうか。おそらく鎌倉時代を題材にした『吾妻鏡』『保暦間記』や謡曲などによって、過去の美しき良き時代としてのイメージがあったのではないだろうか。そのようなことを感じさせる、巻3の「武将逸話列伝」である。

注

- 1) 羽生紀子『『新可笑記』の重層性—巻頭章と草薙の剣盗難事件—』（『日本語日本文学論叢』第14号、2019年3月）ほか14編の論考において、巻1から巻3の4について論じた。ご参照願いたい。
- 2) 羽生紀子『『新可笑記』巻三の四「中にふらりと俄年寄」の検討—鎌倉幕府第八代執権北条時宗と元寇・二月騒動—』（『武庫川女子大学紀要』第69巻、2022年3月）
- 3) 以下『新可笑記』本文は、『井原西鶴集④』（広嶋進校注・訳「新編日本古典文学全集」小学館、2000年）による。
- 4) 広嶋進「『新可笑記』の「道理」と政道批判—『可笑記』『太平記』との関わり」（『西鶴新解』ペリかん社、2009年。初出・『江戸文学』第23号、2001年6月）
- 5) 大石慎三郎「^レ相対済し令[、]の成立と展開—その1—」（『学習院大学経済論集』第7巻第2号、1971年3月）
- 6) 石井良助「目安糺、相対済令および仲間事—近世債権権法と民事訴訟法の接点—」（『裁判と法』有斐閣、1967年）
- 7) 「新編日本古典文学全集」562頁頭注。
- 8) 仲沙織「偽物の「郭巨」物語—『新可笑記』巻三の五「取りやりなしに天下徳政」考—」（『上方文藝研究』第13号、2016年6月）
- 9) 『棠陰比事』は、『棠陰比事』の翻訳本である『棠陰比事物語』（朝倉治彦編校「未刊仮名草子集と研究(二)」未刊国文資料刊行会、1966年）による。ただし表記等は適宜改めた。
- 10) 『醒睡笑』は『醒睡笑 静嘉堂文庫蔵 本文篇』（岩淵匡他編「笠間叢書」132、1982年）による。ただし表記等は適宜改めた。
- 11) 『二十四孝』は天和2年刊本による（国立国会図書館蔵）。ただし表記等は適宜改めた。
- 12) 仲氏前掲論文（注8）
- 13) 当該文書は発令された3月のものではなく7月22日付で、南方宗宣、北方宗方宛である。「関東事書案」は京都府立京都学・歴史館 Web『東寺百合文書』（京函/48/2）による。
- 14) 羽生紀子『『新可笑記』巻三の二「国の掟は知恵の海山」の検討—鎌倉幕府第三代執権北条泰時と「御成敗式目」制定—』（『武庫川国文』第91号、2021年11月）
- 15) 本郷和人「霜月騒動再考」（『史学雑誌』第112編第12号、2003年12月）
- 16) 「追加法」530（笠松宏至校注『中世政治社会思想』上「日本思想大系」岩波書店、1972年）による。
- 17) 『保暦間記』は「群書類従」第26輯雑部（続群書類従完成会、1932年）による。

受理日 2022年12月5日